

5 指 第 3 1 3 号

令和5年3月29日

建設業関係団体の長 様

京都府建設交通部指導検査課長

建設現場一斉閉所の取組について（通知）

令和6年4月から、時間外労働の上限を設ける改正労働基準法が建設業に適用されることを受け、京都府建設交通部においては週休2日制工事の発注など、働き方改革の推進に取り組んでいるところです。

この度、京都府建設交通部においては、近畿地方整備局及び管内の府県、政令市とともに毎月第2土曜日の建設現場一斉閉所について取り組むこととしましたので、参考に通知します。

記

- | | |
|----------|--|
| 1. 実 施 日 | 令和5年4月以降の毎月第2土曜日 |
| 2. 対象工事 | 建設交通部が発注する工事のうち、災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除く全ての工事 |
| 3. 取組方法 | 特記仕様書に対象工事である旨を記載。第2土曜日の現場閉所状況について、履行報告書により受注者から報告を受けることとする。 |
| 4. そ の 他 | 現場閉所を行えない場合においても、成績評定で減点は行わない。 |

担 当	指導検査課 指導係
電 話	0 7 5 - 4 1 4 - 5 2 1 9

近畿地方整備局管内で実施

建設業のさらなる働き改革推進のため

建設現場一斉閉所

※ 災害復旧工事や維持工事、工期の短い工事、現場条件等で制約のある工事等を除きます。

令和5年4月より

毎月第2土曜日
近畿地方整備局管内の
公共工事を一斉にお休みします

労働者のワーク・ライフ・バランスの改善、また、将来の担い手を確保するためにも休日を増やしより働きやすい環境をつくるため、取り組みます。

